

アメリカ証券関係民事訴訟における被害者救済の判例（追補）

「双方不法行為（in pari delicto = in equal fault（同程度の過失））の抗弁」の適用の否定

「双方不法行為の抗弁」とは、原告（被害者）も不法行為に同程度に有責である場合、損害賠償請求をすることを否定し得る判断基準。

1985年の連邦最高裁判所判決（別紙）において、プロフェッショナルである証券会社や発行企業からの不実情報を信頼してインサイダー取引を行った投資家が損害を受けたケースについて、適用が否定された。

- **（参考）我が国における民法上の過失相殺の規定**
- 民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）
- 第七百二十二条 第四百十七条ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス
- 2 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

双方不法行為の抗弁 (in pari delicto) の適用を否定した判例

Bateman Eichler, Hill Richards, Inc. v. Berner事件判決 (1985年最高裁判所)

【投資家側 (原告) の主張】

- 発行企業の従業員及び証券会社 (被告) から正確なインサイダー情報であるとして教えられた情報を前提に株式を購入したが、当該情報は不実かつ著しく不完全な情報だったため損失を被った。
当該行為は1934年証券取引所法規則10b-5に違反する詐欺的行為である。
従って、企業側は損害賠償責任を負う。

【経緯】

地方裁判所は、被告と同等に有責であるとして原告の訴えを却下。
控訴裁判所は、原告の主張を認め、地裁判決を破棄。被告側が上告。

【最高裁の判旨】

以下の理由から、控訴裁判所判決を支持。

- 連邦証券諸法のもとでの民事責任追及訴訟は、
- (ア) 自身の行為の直接の結果として、原告が違反行為に対して実質的に同等の責任を負っている、
- (イ) 提訴の禁止が証券諸法の効果的執行及び投資者保護を著しく妨げない、
場合にのみ、原告の有責性に基づいて禁止され得る。
- 情報受領者が重要な未公開情報を開示する義務は、インサイダー情報の提供者の義務から派生したものであるため、情報受領者は情報提供者と同等に有責だとは言えない。さらに、重要な未公開情報を選択的に開示するようなプロフェッショナルの情報提供者は、当該情報に基づき取引を行う情報受領者よりも大きな違反を犯している。情報提供者による違反にまさるような情報受領者による有責行為がなければ、情報受領者が情報提供者と同等に有責であると解することはできない。
- 本件において双方不法行為の抗弁を否定することは、投資者及び国民経済の保護を促進するものである。第一に、詐欺にあった情報受領者に、詐欺を働いた情報提供者の追及を認めることは、不法行為者をあばき出し、民事、行政及び刑事上の制裁に服させることをより容易にする。第二に、インサイダー取引の抑止効果は、インサイダー情報の出所 - 企業内インサイダー及び証券会社 - に、法執行の圧力を加えることにより最大化される。第三に、プロフェッショナルであるインサイダー及び証券会社は、多くの場合において、潜在的制裁による抑止効果に敏感である。最後に、情報受領者によるインサイダー取引を抑止するための手段は、双方不法行為の抗弁以外にも存在する。

(参考)

アメリカ証券関係民事訴訟における被害者救済の判例

【信頼及び因果関係の要件の緩和を認めた判例】

- **Blackie v. Barrack事件判決** (1975年第9巡回区控訴裁判所)

年次報告書の不実表示による損害賠償を請求するクラスアクションを提起。

【判決の概要】

問題となっている不実表示が、合理的な投資家の意思決定において重要であるということが示されれば、請求者による積極的な信頼があったことの立証は不要。

重要性が立証されれば、公開市場での取引においては不実表示の個別の立証は不要。

重要性の立証により、原告の行為と被告の行為との結び付きを示す「取引因果関係」の存在が推定され、反証責任は被告に転換される。

(参考)

アメリカ証券関係民事訴訟における被害者救済の判例

【信頼の要件の緩和を認めた判例】

➤ **Basic, Inc. v. Levinson** 事件判決 (1988年連邦最高裁判所)

Basic社はCombustion社との合併を交渉中だったが、取引所でB社株の取引高が急増し株価が急騰すると、会社は取引動向の原因を知らず、「いかなる会社とも合併交渉をしていない」との声明を発表、繰り返し同様の説明。

その1年2か月後C社によるB社の買収が公表されると、この間にB社株を売却した株主が、規則10b-5違反により損害を受けたとしてB社及びB社の取締役の責任を追及するクラス・アクションを提起。

【多数意見】

開示されなかった事実が開示されたとしたら、あるいは、不実表示がなかったとしたら、どのように行動していたかを原告に立証させることは、不必要かつ非現実的な立証責任を課すことになる。

最近の実証研究によれば、高度に発達した市場で取引される株の市場価格が、すべての公開情報を反映しており、重要な不実表示をも反映している。

従って、B社株を売買した者が、市場が付けた値段の誠実性を信頼したとの推定を認めるべき。

【少数意見】

経済理論を法原則に取り入れるとしても、裁判所よりも専門家の助けを得ることのできる議会が法律改正によって行うべきである。

投資者が「株価をその株の価値を反映するものとして信頼していること」には疑問。

多数意見は、(1)取引所法18条(a)項が要求する厳格な信頼の要件を骨抜きにする点、(2)情報を見ない投資者を保護する点で、取引所法の立法目的に反する。

開示規制に関する学説及び判例

1 学説

(1) 志村治美 証券取引法上の民事責任」証券取引法体系 577頁

証券取引法 15条の取引制限に違反した場合の損害賠償の請求につき、損害額の立証は原告にとって不可能に近く、それ故に証券取引法 16条は「致命的な欠陥がある」とか、「死文化している」とすら言われている。また、同条は「違反行為に因り生じた損害」と規定されているから、因果関係についても請求者の側で立証しなければならない。このことは、有価証券報告書の重要な不実記載等の場合(証券法 24条の 4、22条 1項)でも同様である。

(2) 鈴木竹雄 = 河本一郎 証券取引法」有斐閣法律学全集(新版) 226頁

原告は、損害額の立証をする必要があるが、このことは原告には不可能に近く、16条はこのことのゆえに致命的欠陥があるといわれている。」

2 判決例の判示例

(1) 東京地裁昭和 56年 4月 27日判決 判例時報 1020号 129頁(三菱地所事件)(三菱地所株について、山一、日興証券が相場操縦を行ったとして損害賠償を請求した事例)

原告は、本件株式の株価が三井不動産等同業他社の株式の株価に比し高騰し、かつ、右の株価と異なった変動をしたこと、訴外株式市場新聞の前記推奨記事の掲載、訴外両証券会社に本件株式の相場操縦をする動機があったこと等の事情を挙げつつ、これらのことから相場操縦の事実が推認できると主張している。

しかし、弁論の全趣旨によれば、一般に株価は、原告主張の如く、同一業種、同格の会社のものであっても、必ずしも同様な動きをするとは限らないのであって、当該会社の業績、資産、収益の状態、配当その他株主に対する対応の状況、発行済み株式数の多寡・浮動株の多少等当該株式の需給関係のほか、金融事情を含む株式あるいは債券市場の一般的・個別的動向、世界及び我が国における社会、政治、経済情勢等ばかりでなく、各種投資家の心理状況等々に至るまで、およそ万般の事象を織り込みつつ、これらに敏感に反応しながらその変動を上下するものであること、他の証券会社やその顧客にとっても、平等に公開されているものであることがあきらかであるから、原告主張の本件株価の変動状況とその同業他社との比較のみから直ちに原告主張に係る相場操縦なるものの存在を推定することもできず、の前記新聞記事の掲載については、前述の通り、訴外両証券会社との関連を認めることはできないのであるから、右掲載の事実から原告主張のような相場操縦が存したことを推認することもできず、の訴外両証券会社に相場操縦をする動機があったとの点については、原告本人尋問の結果中に右主張に副う供述部分があるけれども、右は

原告の推測を述べるにすぎず、的確な裏付け資料を伴わないものであるから、その主張に係る相場操縦の存在を首是するに足りるものとして、これを採用することができない。」

(2) **東京地裁平成13年12月20日判決** 金融・商事判例1147号35頁(山一証券)
(山一証券破綻に際し、有価証券報告書に虚偽があったとして、従業員持株制度により購入した株式についての損害賠償を請求した事例)

「一般に株価は、会社の業績、資産、収益の状態等のほか、金融事情を含む株式あるいは債券市場の一般的、個別的動向、世界及び日本における社会、政治、経済情勢、各種投資家の心理状況等、様々な事象を織り込みつつ、これらに敏感に反応しながら変動するものである。したがって、破産会社が真実の財務内容及び営業内容を公表した場合、破産会社の株価は下落したであろうことは推認できるものの、真実の財務内容及び営業内容の公表により破産会社の株価がどの程度下落したかは本件証拠上明らかではないから、真実の公表により、原告らが自社株を購入する可能性は否定できない。…そうだとすると、破産会社が真実を公表していたとしても、原告らが、本件各融資制度を利用して破産会社の株式を購入していた可能性はないわけではなく、破産会社の真実の財務内容及び営業内容を公表しなかったことと、原告らが自社株を購入したこととの間に相当因果関係を認めることは未だ困難と言うほかない。」

「a 保護法益及び原告らの損害の有無について

そもそも株式を購入し、株主となる投資家は自己の判断と責任において企業に投資するのであるから、投資家には可能な限り、株式の購入を検討している会社に関する情報を取得することが求められ、収集によって得た情報によってリスクを認識し又は認識することができたのにあえて当該株式を購入したと評価できるような場合には、それによって発生した損失は投資家が負うべきである。よって、原告らが、自社株のリスクを認識し又は認識できたにもかかわらず、本件自社株融資制度を利用して自社株を購入したと認められる場合には、原告らには保護法益も損害の発生も認められないというべきである。」

(3) **東京地裁平成3年10月29日判決** (インサイダー取引)

(ジャパンラインの合併について、その大株主である被告東京海上保険株式会社が、合併発表の4日前にジャパンライン株を取引所で売却した事件)

前記認定のとおり、証券取引所における株式取引では、個々の顧客の委託注文は、証券会社を通じて証券取引所に集約され、値段及び時間を基準にして集計された売り注文と買い注文が集団的に結びつけられて売買が成立する。したがって、この場合、被告の株式売却と原告の株式買受けとの間に売買が成立したというには、まず、集団競争売買の中で、被告の売り注文と原告の買い注文とが、現実に関結付けられたことが、原告によって主張立証されなければならない。

…しかし、ジャパンライン株式を含めて東京証券取引所に上場されている株式の

取引については、前記のとおり、株券と売買代金の決済は集中決済制度により、株券の受渡しは、株券の振替制度により行われている。そして、株式を買い付けた顧客には、通常株券の保護預り証が渡され、顧客が希望する場合にのみ株券が渡されるが、この場合には、1 当該証券会社の保護預かり株券、2 当該証券会社内の当日の取引の喰い合い分の株券、3 日本証券決済の指定した別の証券会社から受け渡された株券というような証券会社の有する様々な株券の中から、銘柄と株数のみによって特定された株券が渡される仕組みとなっている。

したがって、原告が三木証券株式会社から本件株券を取得した事実から、被告の売り注文と原告の買い注文とが証券取引所において現実に結び付けられて売買が成立したことを推認することはできない。原告は、右事実の他に被告の売り注文と買い注文が現実に結び付けられたことを推認させうる事実を主張立証しないし、本件全証拠によってもそのような事実は全く伺われない。

…なお、以上のように解すると、証券取引所において株式を購入した者が、特定の売主がインサイダー取引をしたとして損害賠償を請求する場合、証券取引所において、自己の買い注文とインサイダー取引をした相手方の売り注文とが結び付けられて売買が成立したことを証明することは相当困難になると考えられる。しかし、現行法上インサイダー取引の不法行為について、因果関係に関する推定規定等が設けられていないのであるから、以上のように判断せざるをえない。」

以上

独占禁止法の価格推定に関する判例
(鶴岡灯油訴訟 最高裁平成元年12月8日判決)

1 価格協定と価格上昇との因果関係及び上昇額の立証責任およびその範囲

「本件のような石油製品の最終消費者が、石油元売業者の違法な価格協定の実施により損害を被つたことを理由に石油元売業者に対してその賠償を求めるためには、次の事実を主張・立証しなければならないものと解される。

まず、(一) 価格協定に基づく石油製品の元売仕切価格の引上げが、その卸売価格への転嫁を経て、最終の消費段階における現実の小売価格の上昇をもたらしたという因果関係が存在していることが必要であり、このことは、被害者である最終消費者において主張・立証すべき責任があるものと解するのが相当である(前記昭和六二年七月二日第一小法廷判決参照)。

次に、(二) 元売業者の違法な価格協定の実施により商品の購入者が被る損害は、当該価格協定のため余儀なくされた支出分として把握されるから、本件のように、石油製品の最終消費者が石油元売業者に対し損害賠償を求めるには、当該価格協定が実施されなかつたとすれば、現実の小売価格(以下「現実購入価格」という。)よりも安い小売価格が形成されていたといえることが必要であり、このこともまた、被害者である最終消費者において主張・立証すべきものと解される。もつとも、この価格協定が実施されなかつたとすれば形成されていたであろう小売価格(以下「想定購入価格」という。)は、現実には存在しなかつた価格であり、これを直接に推計することに困難が伴うことは否定できないから、現実に存在した市場価格を手掛かりとしてこれを推計する方法が許されてよい。そして、一般的には、価格協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に当該商品の小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、当該価格協定の実施直前の小売価格(以下「直前価格」という。)をもつて想定購入価格と推認するのが相当であるといえることができるが、協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるときは、もはや、右のような事実上の推定を働かせる前提を欠くことになるから、直前価格のみから想定購入価格を推認することは許されず、右直前価格のほか、当該商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討してこれを推計しなければならないものというべきである(前記第一小法廷判決参照)。更に、想定購入価格の立証責任が最終消費者にあること前記のとおりである以上、直前価格がこれに相当すると主張する限り、その推認が妥当する前提要件たる事実、すなわち、協定の実施当時から消費者が商品を購入する時点までの間に小売価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないとの事実関係は、やはり、最終消費者において立証すべきことになり、かつ、その立証ができないときは、右推認は許されないから、他に、前記総合検討による

推計の基礎資料となる当該商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因をも消費者において主張・立証すべきことになると解するのが相当である。

2 しかるに、原審は、右1(二)の想定購入価格を算定するに当たり、次のとおり判断した。販売競争の激しい石油業界では、仮に原価上昇等の値上がり要因があつたとしても石油元売会社の個別的な判断と努力によつては容易に値上げをなしえないのが実状であり、この実状にかんがみれば、価格変動(値上がり)要因があつたとしても、価格協定の締結がない場合には通常、価格協定直前の価格、すなわち、価格協定の影響を受ける直前の元売仕切価格、したがつてまた小売価格がそのまま継続するものと考えられるとし、元売段階あるいは流通段階に顕著な値上がり要因があり、価格協定の締結がない場合でも具体的な値上げ時期及び値上げ幅の割合をもつて価格の上昇が確実に予測されるごとき特段の事情のない限りは、価格協定直前の元売仕切価格をもつて想定元売仕切価格と、価格協定直前の小売価格をもつて想定購入価格と解するのが相当であるとした上、右特段の事情の存否につき、まず、元売段階につき、(1) 石油製品は精製による付加価値が低いところから、製品の総合原価に占める原油価格の割合が高く、したがつて、一般に原油価格の値上げがあれば石油製品価格の引上げの原因となることは明らかであり、現に、昭和四八年一月以降、いわゆるOPEC攻勢による原油CIF価格は上昇の一途をたどつていた、しかし、商品の価格は市場における競争のうちに形成されるものであるから、原価の値上がりがあつても直ちに商品価格の値上がり結び付くものではないし、結果的には商品価格の値上げをもたらすものとしても、市場における商品の価格形成に至る過程は単純かつ一様ではないのみならず、石油製品は連産品であつて、個々の製品の原価はなく、コスト上昇の製品への転嫁額は各会社の価格政策によつて決定されるのであるから、仮に価格協定の締結なしに原価上昇を理由とする石油製品の値上げが現実に行われたとしても、白灯油(民生用灯油)を始めとする各製品の値上げの有無及びその時期、値上げ幅などを確定することはできない、(2) 昭和四八年初め頃から需要の軽質化が進んで次第に白灯油の需要が増加し、不需用期に入つた同年四月から同年九月までの灯油の販売量は、昭和四六、四七年の同期に比し飛躍的に増加している、一般に需要の増加は、供給量を一定とした場合、価格の上昇をもたらすものであるが、業界では昭和四八年四月から同年八月にかけて通産省の指導により灯油の増産が行われ、その間の生産量、在庫量とも前年、前々年に比しいずれもかなりの増加を示しており、灯油の供給量ないし供給可能量が需要量に比例して伸びているものといふことができるから、右の経済原則は文字通りには働かない、また、原油処理量を増加させたことにより灯油以外の他の石油製品の増産をもたらし、その備蓄費用の増大を招いたとか、より高価な軽質原油を輸入することにより灯油の増産を図つたとかの事実は認められない、(3) 昭和四八年秋以降四九年春にかけて、いわゆる狂乱物価と呼ばれる時期があり、この時期において一般消費生活物資が全般的に非常に値上がりしたことは公知の事実であり、これが原油価格の高騰をその主たる契機として生じた現象といわれていることから、当時元売段階に顕著な価格変動要因が存していたことは否めな

いが、この要因が、白灯油はじめ各石油製品の価格値上げの時期及び値上げ幅の割合につき具体的にどの程度の影響を及ぼしたかは明らかでない、(4) 通産省の設定した元売仕切価格についての指導上限価格は、当時の価格指導の基本方針とその指導の経緯に照らせば、業界の石油製品の値上げに際し、その定めた製品の値上げ幅につき十分検討を加えた上で相当として承認を与えたという性質のものではないから、右上限価格の設定をもつて、右にいう顕著な値上がり要因の存在と協定で定めた値上げ幅の相当性を示す証左とすることはできない、とし、次いで流通段階について、(5) 需要の軽質化傾向を原因とする白灯油の需要の増加の実態は工業用灯油に対する需要の増加に基づくもので、民生用灯油に対する需要の増加によるものではないから、流通(小売)段階における値上げを必然的にもたらず要因となるものではない、また、仕入価格の引上げも結局元売仕切価格の引上げに起因するものであり、元売仕切価格の引上げをもたらず経済的必然性の認められない以上、これも流通段階における価格変動要因とはならない、(6) 昭和四六年以降の消費者物価指数、卸売物価指数、名目賃金指数の逐年の上昇と小売段階における人件費の占める割合(およそ五〇パーセント)からみて、人件費の上昇は特に小売価格の上昇を直接もたらずものであるが、生協関係において人件費の上昇の有無程度を具体的に知ることはできないし、また、灯油販売業は、兼業副業が圧倒的に多く、諸物価の騰貴、人件費の上昇を灯油関係費のみに結び付けることはできないし、その影響の程度も定かでない、(7) アポロ月山から鶴岡生協に対する昭和四八年一〇月及び一一月の販売数量が前年同期に比較して著しく増加しているが、同年度下期と前年度下期とでは販売数量そのものが激増しているのであるから、右販売数量の増加をもつて仮需要の発生ということではできないし、一般取引の関係で仮需要の発生が認められるとしても、その販売価格に対する具体的な影響の有無程度を確定できない、(8) 昭和四八年一二月二八日に通産省は家庭用灯油の小売価格につき三八〇円(一八リットル当たり、店頭渡、容器代別)の指導上限価格を設定した、この価格設定は通産省において全石商、全石協等関係筋の意見を徴してされたものであるが、結局現状を追認した上での価格指導であつて、価格協定の存在しない場合の小売価格を示唆するものではない、とそれぞれ説示して、元売段階、小売段階における値上がり要因とされる右事由は、いずれも前記の具体性をもつて確実に予測される特段の事情たりえない、と判断し、鶴岡生協の組合員として同生協から白灯油を購入した被上告人ら(被上告人佐藤日出夫(ただし、別紙選定者目録(一)整理番号251ないし274の選定者に係る部分)同本間宏子及び同砂田慎蔵を除くその余の被上告人ら)の請求に関し、昭和四八年一〇月二日以降の登録制による購入分についての想定購入価格は、協定直前の小売価格である二八〇円(一八リットル当たり、以下同じ)であり、同年一〇月二〇日までの現金供給分についての想定購入価格は、同じく三二〇円(前同)である、と推認し、一般小売店等から購入した被上告人佐藤日出夫(ただし、別紙選定者目録(一)整理番号251ないし274の選定者に係る部分)同本間宏子及び同砂田慎蔵の請求に関し、昭和四八年一月以降の想定購入価格は、二八〇円を超えない、と推認した。

3 しかしながら、直前価格をもつて想定購入価格と推認することができる場合については前記1(二)のとおりに解するのが相当であるから、右の点に関する原審の判断を是認できないことは明らかである。のみならず、原審が指摘する前記2の(1)ないし(8)のうち、事実の評価に関する部分には、直ちにそのように判断してよいか問題の部分があるばかりでなく、原審も、(1)の原油価格の顕著な上昇の継続、(2)の白灯油の需要の飛躍的な増加、(3)のいわゆる狂乱物価の時期における一般消費生活物資の顕著な値上がり、(4)及び(8)の通産省の元売仕切価格についてされた指導上限価格の設定、(5)の流通段階における仕入価格の上昇、(6)の流通段階における人件費の上昇の各事実については、その存在を肯定しているものであり、また、原審は、通産省が昭和四六年四月のいわゆる一〇セント負担の行政指導以来物価対策及び民生対策上の見地から特に白灯油への価格転嫁による一般消費者への影響を考慮し、強力な価格抑制政策をとつていたこと、すなわち、同年一〇月各元売会社に対し各社の白灯油元売仕切り価格を同年冬は値上げせず、同年二、三月の平均価格以下とするよう指導したこと、業界が昭和四七年一月のオペック第四次値上げに伴う原油の値上がりに対処するため通産省に対し一〇セント負担の解除を前提として石油製品値上げの意向を伝えたところ、通産省の担当官は、はじめ一〇セント負担の解除の要請を拒否したが、結局は一キロリットル当たり平均約三〇〇円の値上げとする油種別値上げ案を了承したこと、また通産省の担当官は、昭和四八年七月ころ同年八月一日を実施期日とする業界の値上げ案につき了承を与えたが、同月三日その了承した値上げ案のうち一般家庭用に使用される白灯油についてはその値上げ幅を七〇〇円ないし八〇〇円に減らして欲しい旨申し入れ、これに応じない業界との間にしばらく応酬があつたが、結局同年一〇月以降は、同年九月末の時点の価格で据え置く価格凍結指導を行うに至つたこと、このように、通産省の白灯油に対する価格指導は、上限価格を設定し、その範囲内での価格の変動を認めるという内容のものであつたことを認定しているのであるから、以上の各事実を合わせ考慮すれば、本件各協定の実施当時から被上告人らが白灯油を購入したと主張している時点までの間に、民生用灯油の元売段階における経済条件、市場構造等にかかりの変動があつたものといわなければならない(原審も、元売段階に顕著な価格変動要因があつたことは否めないとして、これを認めている。) そうすると、直前価格をもつて想定購入価格と推認するに足りる前提要件を欠くものというべきであるから、直前価格をもつて想定購入価格と推認した原判決には、法令の解釈適用を誤つた違法があり、右違法が判決に影響することは明らかであり、したがつて、論旨は理由があり、この点について原判決は破棄を免れない。そして、原審は、白灯油の原価を基準としてその価格を推計する方法については、石油製品がいわゆる連産品であつて、石油製品全体の価格はあつても製品別の原価はなく、かつ製品別の原価を算定する方法はないと認定しているものであり、また各協定に影響を受けない元売会社の同種製品から想定購入価格を推計する方法については、当時わが国内において右協定の影響を受けない製品価格の存在を認めることができないと認定しているから、このような推計方法もいずれも不可能であることが明ら

かであり、更に記録にあらわれた本件訴訟の経過に照らすと、被上告人らは、本件訴訟において、直前価格を想定購入価格として損害の額の算定をすべきであつて、その方法以外には、損害の額の算定は不可能であると一貫して主張し、1(二)で説示した前記推計の基礎資料とするに足りる民生用灯油の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度等の価格形成要因(ことに各協定が行われなかつた場合の想定元売価格の形成要因)についても、何ら立証されていないのであるから、本件各協定が実施されなかつたならば現実の小売価格よりも安い小売価格が形成されていたとは認められないというほかなく(なお、前記昭和六二年七月二日第一小法廷判決参照)結局、被上告人らの請求は、この点において理由がなく(原判決は前記三に説示した違法によつても破棄を免れないが、この破棄理由によるまでもなく)右請求を棄却した第一審判決は、結論として正当というべきである。

五 以上の理由によれば、原判決中被告小林竹吉及び同砂田慎蔵に関する部分並びにその余の被告らについての原告ら敗訴部分を破棄し、右各部分につき右被告らからの控訴をいずれも棄却すべきである。

2 補足意見(推定規定の必要性)

「 裁判官島谷六郎の補足意見は、次のとおりである。

本件訴訟は、石油元売業者の価格協定の実施により、石油製品の購入者が損害を被つたとして、民法七〇九条による損害の賠償を求めるものであるが、その価格協定が実施されなかつたとすれば形成されたであろう想定購入価格と消費者が現実に購入した際の小売価格との差額、価格協定の実施と現実購入価格の形成との間の相当因果関係の存在等についての主張立証の責任は、消費者において負担するものであること、多数意見において詳細に説示したとおりである。そして、現実の小売価格の形成には、経済的、社会的な幾多の要因があり、これら諸要因が複雑に競合して現実の小売価格が形成されるのであるから、想定購入価格の算出、小売価格と価格協定の実施との間の因果関係の有無等については幾多の難問が存在し、これらを消費者が主張立証することは、極めて困難な課題であるといわなければならない。しかし、不法行為法の法理からすれば、まさに右説示のとおりであつて、いまにわかにこの原則を変えるわけにはいかない。

ところで、独占禁止法は、第二五条を設けて私的独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を用いた事業者に対し、損害賠償の責任を課しているのであるが、同条の訴訟においても、損害の発生、因果関係の主張立証については、民法七〇九条による訴訟におけると全く同様のことが消費者に求められている(前掲昭和六二年七月二日第一小法廷判決参照)のであつて、やはりその主張立証は消費者にとつて容易な業ではないのである。もし独占禁止法二五条に基づく訴訟について、消費者の被つた損害の額につき何らかの推定規定を設けたならば、消費者が同条に基づく訴訟を提起することが容易となり、同条の規定の趣旨も実効あるものとなるであろうと考えられる。たとえば、事業者に対し、

価格協定において定めた値上げ額を基準として、一定の方式をもつて算出される額を損害額と推定し、その賠償を命ずるが如きである。その算出方式については、立法過程における十分な検討によつて、合理的な方式が見出されるべきものである。そのようにして、はじめに同条による訴訟が容易となり、独占禁止法の精神も実現されることになるであろう。そして消費者の被つた損害の額について右のような推定規定をもつことによつて、同条による訴訟が容易になるとするならば、消費者は民法七〇九条による訴訟を選んで困難な主張立証の責任を負うよりは、むしろ独占禁止法二五条の訴訟を選択することにより、その目的を達成することができるようになるものと思料する。」

以上